

令和4年6月20日

お知らせ

課名	労働雇用政策課
担当	労働調整班 福森、野村
内線	5228、5231
直通	086-226-7386

70歳までの「就業機会の確保」に取り組む企業を応援します！

令和3年4月に70歳までの就業機会の確保が企業の努力義務になったことを受けて、県では70歳まで働ける企業数を増やすため、令和4年度からの新規事業として、社会保険労務士による個別相談や説明会を実施し、70歳までの「就業機会の確保」に取り組む企業の支援を行いますので、お知らせします。

記

1 概要

令和3年4月施行の改正高年齢者雇用安定法で努力義務とされた「70歳までの就業機会の確保」について、特に新たに設けられた「70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度」及び「70歳まで継続的に社会貢献事業に従事できる制度」の導入に取り組む企業に対して、社会保険労務士による個別相談や説明会により制度理解の支援を行う。

2 支援内容

(1) 社会保険労務士による個別相談

(ア) 期間・回数

令和4年6月1日～令和5年2月28日 1事業所2回まで

(イ) 申込方法

岡山県社会保険労務士会HP内の申込専用フォームから申込。

<https://form.os7.biz/f/023c4966/>

(2) 説明会

(ア) 日程及び会場

- ・令和4年7月20日(水) 13:00～ 津山圏域雇用労働センター
- ・令和4年8月31日(水) 13:30～ ポリテクセンター岡山

※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部が開催する

「令和4年度65歳超雇用推進助成金説明会」において開催します。

(イ) 申込方法

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部HPから参加申込書をダウンロードしてFAXにて同機構に申込。

https://www.jeed.go.jp/location/shibu/okayama/koureizyosei_r4.html

裏面へ続く

3 対象

70歳までの就業機会の確保に取り組む県内企業等

4 社会保険労務士による個別相談及び説明会参加の費用

無料

5 実施主体

岡山県（岡山県社会保険労務士会に委託して実施）

6 問い合わせ先

岡山県社会保険労務士会（委託先）

電話：086-226-0164（平日9時30分～16時30分）

FAX：086-226-0180

URL：<http://www.okayama-sr.jp/>